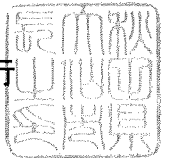


農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大仙市長 老松 博行



市町村名 (市町村コード)	大仙市 (05212)
地域名 (地域内農業集落名)	南外地区 (平形、木直、本川、西板戸、物渡、揚坊、田屋、日吉、大畑、小出、北田、高野、大杉、赤平、中宿、和寺、田中、及水、大和野、無尻橋、西ノ又、土場、逆川、夏桑、滝、荒沢、十二ヶ沢、荒又、大柳、上野、悪戸野、下袋、中袋、金屋、大向、薬師堂、湯ノ又、湯松、中野、湯元、釜坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

南外地域は、水稻を主体であるが、水系が不画一であるために地域全域をカバーする土地改良区が所在せず、加えて中山間地域であるため日照条件や圃場の高低や、河川水害を受けやすい条件不利区域であり、他地域からの入作が少ない状況である。経営規模の大小にかかわらず地域コミュニティ維持の観点からも地元の多様な農業者を主体に、これからも「地域の農地は地域で守ること」が重要となることから、農業委員、関係機関、行政等で構成する「なんがい未来農業協議体」を推進母体として話し合いの場を設け、農業者からの声を組み入れながら今後の地域計画を随時見直していく。

【地域の基礎的データ】

認定農業者 58人(うち80歳以上 5人、70歳以上 22名 60歳以上 21名) 法人4経営体、集落営農組織5経営体
主な作物:水稻、そば、飼料作物(牧草)

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も、消費者のニーズに即した多種多様な水稻栽培(主食用米、酒造好適米、加工用米等)を継続するとともに、フラッグシップ米であるサキホコレの栽培に取り組む農業者も12名おり、さらなる作付け拡大を図る。また、畑作物(そば)、飼料作物については、国の経営所得安定対策の影響を受けやすいが、農地を保全する観点から可能な限り作付けできる環境を整える。

また、認定農業者等の中心経営体のみで地区全体の農地の維持を図ることは極めて困難な状況であることから、従来の「すべての農地を守る」から「守るべき農地は確実に守る」といったパラダイムシフトを検討していかなければならない。

さらに、重要課題である担い手確保については、親元継承型新規就農者の確保・育成を基本として、地域外からの新規就農者の誘導、他業種からの作業ヘルパーや、一部の経営体で導入している外国人労働者の雇用も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,242.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,242.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域全域を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の話合い結果や隣接地の耕作者などを考慮するとともに、地区内の認定農業者等の担い手を優先して農地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
出し手、受け手の意向を十分に尊重しつつ農地中間管理機構を活用して農地の利用権設定・権利移転・売買等を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和40年代の構造改善事業(20～30a規格)を皮切りに、水系又は集落単位で圃場整備を実施しており、圃場規格も20aから1haと幅広い。直近では、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し大畑深山地区(11.4ha)において令和7年度から事業に着手することとしている。これに合わせ新たに法人も設立しており、今後集落内外の農地も含めた受け皿としての利用集積を進めていく。今後も、ニーズに応じて本事業を活用し、未整備又は再整備などの実施し、農地の集積・集約化を進め、作業の効率化・省力化を図り、生産性の向上を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在、南外地域には野菜、花き、畜産(肉用牛)を営んでいる認定新規就農者が3名いる。引き続き、関係機関が一体となったサポートチームと技術、経営の両面から後押ししていく。あわせて、もみ殻ボイラーを活用した周年農業(トマト、きゅうり、いちご等)の普及と生産拡大に意欲的に取り組んでいる法人もあり、今後も多種多様な経営体を育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作物の病害虫を的確にかつ効果的に防除し、被害防止に努めるため、関係機関と連携を図り、地域住民の理解と協力を得ながら地域共同防除の普及に努めるとともに、これからも無人ヘリ防除散布団体や猟友会と連携しながらクマ等の有害駆除活動を展開していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣による被害を防止するため、箱わなや防止柵の設置を行うとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を猟友会と構築する。併せて地域内外からわな猟・銃猟免許保有者等の人材の確保・育成を進める。

【大仙市南外地域管内図】

位置図



西仙北地域

凡	例
	南外地域
	農業上の利用が行われる農用地等の区域

1 : 50,000

平成 14 年 10 月